

随 意 契 約 理 由 書

本工事は、淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンターB系返送汚泥ポンプとB系余剰汚泥ポンプの長寿命化対策工事を行うものです。本設備は株式会社荏原製作所が製作したものであり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本工事を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である為、他社では履行できないものであります。

以上のことから、本工事を履行できるのは、株式会社荏原製作所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社大阪支社と随意契約を締結するものです。

比 較 見 積 省 略 理 由

大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきであるが、本業務については、特定の者でなければ履行できない為、同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。